

次期酒田市ごみ処理基本計画の策定について

1 策定の目的

市民・事業者・行政が連携してごみの減量とリサイクル及び廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を目指すことを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、次期酒田市ごみ処理基本計画を策定するもの。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第六条 市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

2 計画の期間

国の定める策定指針において、計画の目標年次は10年～15年先におき、概ね5年ごとに改定することと示されていることから、次期計画の期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とする（中間年度：令和11年度）。

※現在の酒田市ごみ処理基本計画（平成27年度～令和6年度までで、令和2年度に中間見直しを実施）

3 策定のスケジュール（令和6年度酒田市廃棄物減量等推進審議会の開催予定）

- 令和6年度第1回 : 令和6年5月下旬から6月上旬
- 現審議会委員任期満了 : 令和6年6月30日
- 令和6年度第2回 : 令和6年9月下旬から10月上旬
- 令和6年度第3回 : 令和6年11月中旬から下旬
- 令和6年度第4回 : 令和7年1月中
- 審議会による答申 : 令和7年2月中

※令和6年度第2回または第3回の審議会において諮問を行う予定。